

石川県公報

令和4年1月31日(月曜日)

号 外

(第4号)

目 次

規 則

- 石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則
(競馬業務課) 1

規 則

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「発走合図」を「発走委員」に改め、「使用して」の下に「発走合図を」を加え、同条に次の二項を加える。

- 4 騎手は、第二項の白旗の表示があつたときは、馬を速やかに発走地点に集合させるものとする。
5 発走委員は、前項の規定により馬が発走地点に集合した後、再び第一項の発走合図を行う。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十四号までを四号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第二十一号とし、第二十七号から第三十四号までを五号ずつ繰り上げ、第三十五号から第三十七号までを削り、第三十八号を第三十号とし、第三十九号を第三十一号とし、第四十号を削り、第四十一号を第三十二号とし、第四十二号から第四十九号までを九号ずつ繰り上げ、第五十号を削り、第五十一号を第四十一号とし、第五十二号から第五十八号までを十号ずつ繰り上げ、第五十九号を削り、第六十号を第四十九号とし、第六十一号から第七十二号までを十一号ずつ繰り上げ、第七十三号を削り、第七十四号を第六十二号とし、第七十五号を削り、第七十六号を第六十三号とし、第七十七号から第八十七号までを十三号ずつ繰り上げ、第八十八号を削り、第八十九号を第七十五号とし、第九十号から第九十五号までを十四号ずつ繰り上げ、第九十六号を削り、第九十七号を第八十二号とし、第九十八号から第百二号までを十五号ずつ繰り上げ、第百三号を削り、第百四号を第八十八号とし、第百五号を第八十九号とし、同表備考第一号中「この表第二十四号」を「この表第二十号」に改め、同表備考第二号中「この表第五十六号」を「この表第四十六号」に改め、同表備考第三号中「この表第八十六号」を「この表第七十三号」に改め、同表備考第四号中「この表第八十七号」を「この表第七十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。

